

名古屋市通所型委託介護予防事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、通所型委託介護予防事業(介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項第2号及び地域支援事業実施要綱(平成18年老発第0609001)に基づく二次予防事業における通所型介護予防事業として実施する次条に掲げる事業。以下「介護予防事業」という。)が、二次予防事業対象者に対して要支援、要介護状態になることを予防し、生活機能の維持・向上に関する効果が見込めることから、当該事業を推進することにより、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援することを目的とする。

(実施事業)

第2条 実施する介護予防事業は運動器の機能向上事業(以下「得トク運動教室」という。)とする。

(対象者)

第3条 対象者は、市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、原則として介護予防チェックリストを実施し、二次予防事業対象者と決定された者であって、市域内に設置された地域包括支援センター(以下「いきいき支援センター」という。)における介護予防ケアマネジメントの結果、介護予防事業が必要と判断され、参加することに同意した者とする。

(事業の実施)

第4条 介護予防事業の実施方法は、原則として介護予防マニュアル(厚生労働省介護予防マニュアル改訂委員会作成:平成24年3月改訂版)に準ずるものとし、実施回数及び実施期間は、別表1によるものとする。

なお、対象者のうちいきいき支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、事業参加の便宜を図るため、送迎による通所が必要と認められる者に対しては、送迎を行うことができるものとする。

2 次条で規定する委託事業所は、別表1に規定する介護予防事業の実施回数終了後に、対象者ごとに事後アセスメント及び評価を行い、当該対象者へ介護予防ケアマネジメントを実施したいいきいき支援センターに報告するものとする。

3 事後アセスメント及び評価については、別に定めるものとする。

(事業の委託)

第5条 介護予防事業の実施については、市長と委託契約を締結した事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)に規定する指定介護予防通所介護事業所、又はこれらと同等の施設・設備規模及び安全な事業運営が見込める施設。以下「委託事業所」という。)に委託して行うものとする。

ただし、愛知県柔道整復師会会員の委託事業所の実施する介護予防事業は、第2条第1項第1号に規定する事業に限るものとする。

(安全管理体制)

第6条 委託事業所は、事業の実施にあたり、医療機関との連携を含めた安全管理体制の確保に努めるものとする。

2 安全管理体制の確保に必要な運営体制については、別に定めるものとする。

(秘密の保持)

第7条 委託事業所は、介護予防事業を実施するにあたり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない。また、事業により知り得た秘密を保持しなければならない。

(委託料の請求)

第8条 委託事業所は、介護予防事業の実施結果について月ごとに集計を行い、翌月の10日(その日が民法第142条に規定する休日または土曜日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その直前の休日等でない日)までに市長に委託料の支払いを請求するものとする。

(委託料の支払)

第9条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を点検し、適当と認めるときは、請求書を受理した日の属する月の月末(その日が休日等に当たるときは、その直前の休日等でない日)に、委託料を支払うものとする。

る。

2 委託料については、別表2によるものとする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附則

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

2 前項の規定に関わらず、この要綱による改正前の要綱による委託事業については、なお従前の例による。

附則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は平成24年6月1日から施行する。

2 前項の規定に関わらず、この要綱による改正前の要綱による委託事業については、なお従前の例による。

附則

1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

別表1(第4条関係)

介護予防事業の名称	実施回数・実施期間
運動器の機能向上事業	原則12回とし、おおむね3か月とする。 ただし、4か月を超えて行うことはできない。

注)実施回数については上限とする。

別表2(第9条関係)

1回の支払単価

運動器の機能向上事業	2,570 円
送迎にかかる費用	410 円

(消費税及び地方消費税を含む)

注)委託料支払額の算定

- 1 参加者数に支払単価を乗じた額の委託料とする。
- 2 参加者の改善状態等の評価の実施に対する委託料は、実施者に支払単価を乗じた額とする。
- 3 送迎にかかる費用は、参加者のうち甲が必要と認める場合に参加者数に支払単価を乗じた委託料とする。